

京都市職員共済組合公告第4号

京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

令和4年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

第46条第1項の表中「1,000分の8.72」を「1,000分の9.00」に改める。

第47条中「施行令第46条の2」を「施行令第46条の2第1項」に、「同条」を「同項」に、「1,000分の17.44」を「1,000分の18.00」に改める。

第49条中「令和3年度」を「令和4年度」に、「1,106円」を「1,094円」に改める。

附 則

1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、変更後の第47条の規定（施行令第46条の2を施行令第46条の2第1項に、同条を同項に改める部分に限る。）については、同年1月1日から適用し、同日前に組合員資格を喪失した任意継続組合員の標準報酬の月額算定方法については、なお従前の例による。

2 変更後の第46条第1項及び第47条の規定（施行令第46条の2を施行令第46条の2第1項に、同条を同項に改める部分を除く。）は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)